

## JSNA 内における純輸出計数の整合性向上に向けて

### 1. 検討の背景

第3回研究会(2013年6月開催)で見たとおり、基準年を含めた生産側GDPと支出側GDPの間の「統計上の不突合」の要因の一つ<sup>1</sup>として、国民経済計算年報における「主要系列表1国内総生産(支出側)」(以下、「主1」という。)の輸出入と、コモディティ・フロー法の推計結果である「付表1 財貨・サービスの供給と需要」(以下、「付1」という。)の輸出入が、純輸出で見ると乖離していることがある(2005年～2012年における純輸出の乖離は平均約1.2兆円)。

この背景には、「主1」の輸出入は、国際収支統計(以下、BOPという。)の計数との整合性を重視し、品目別の情報を必要としないことからBOPの計数の組み替えによって推計されるのに対して、「付1」の輸出入は推計上品目別の情報が不可欠であることから、産業連関表との整合性も踏まえ、貿易統計とBOPの計数をJSNAの品目に組み替えて推計されるという違いがある。

JSNAの次回基準改定に向けては、推計精度をより向上し、統計上の不突合の縮小を図る観点から、供給・使用表(SUT)の枠組みの活用と合わせ、「主1」と「付1」の純輸出の乖離について要因を分析した上で、その縮減に向けた検討を行うことが重要な課題となっている。

### 2. 主1と付1の純輸出の乖離の主な要因

「主1」と「付1」の純輸出の乖離のより詳細な要因については、主に以下のように整理される(「主1」と「付1」の推計の考え方等を含め(参考2)も参照)。

#### (1) 産業連関表と付1の整合性を重視することに起因する要因

##### ① 仲介貿易

- BOPやこれに基づく「主1」では仲介貿易に係る代理店手数料に加え売買差額(マージン)がサービス輸出に記録されているが、産業連関表やこれに基づく「付1」では代理店手数料相当分のみを含めている。

##### ② 中古品輸出の計上の有無による差異

- BOPやこれに基づく「主1」の財貨の輸出には、貿易統計の中古品輸出額が含まれる一方、産業連関表やこれに基づく「付1」では、推計対象期間における財貨の生産を伴わないことから、中古品の輸出額は含まれていない<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 統計上の不突合のもう一つの要因としては、付加価値法により推計される中間投入と、コモディティ・フロー法により推計される中間消費が乖離する点がある((参考1)を参照)。この要因については、供給・使用表(SUT)の枠組みの下での推計精度の向上という取組の中で対応することを検討中。

<sup>2</sup> なお、産業連関表では、中古品取引のマージン分のみが卸売部門の輸出として計上されている。

## (2) その他現行 JSNA の品目別推計に馴染まない BOP サービス収支の取扱に起因する要因

### ○ 研究開発サービス

- 「主1」では、BOP の「研究開発費」<sup>3</sup>の輸出入の全額をサービスの輸出入に含める一方、「付1」では、企業内研究開発相当分については、別個の財貨・サービスとして認識していないことから、当該部分を輸出入に含めていない。

## (3) BOP 貿易収支と貿易統計の輸出入の概念差に起因する要因

### ① 所有権移転ベースの記録か通関ベースの記録かによる差異

- BOP 及びこれを基礎とした「主1」の財貨の輸出入は、貿易統計やこれを基礎とした「付1」の輸出入のように通関ベースではなく、所有権移転ベースで記録されている。このため、BOP・「主1」と貿易統計・「付1」の財貨の輸出入では、計上範囲や計上時期に概念上の違いがある。
- この中で、純輸出に占める割合が大きな項目として「港湾調達財貨<sup>4</sup>」がある。港湾調達財貨の輸出入は BOP・「主1」には記録されているが、通関ベースで記録される貿易統計・「付1」の輸出入には、別途基礎資料から推計した燃料分のみが記録されている。

### ② 輸入の建値の記録が FOB か CIF かに起因する差異

- 貿易統計・「付1」の財貨の輸入は、輸入に係る貨物運賃や貨物保険料を含む「CIF 価格」で記録される一方、BOP・「主1」の財貨の輸入はこれらを含まない「FOB 価格」で記録されている。CIF 価格と FOB 価格の差額は、「海外の運輸・保険会社（海外事業者）が提供したサービスに係る運賃・保険料」と「国内の運輸・保険会社（国内事業者）が提供したサービスに係る運賃・保険料」からなる。
- ここで BOP・「主1」のサービス輸入には、このうち「海外事業者提供サービス分」が記録されている一方、「付1」では、当該部分については既に財貨の輸入に含まれているので、輸送や保険のサービス輸入としては記録されていない。他方で、純輸出を「主1」と「付1」で相互に整合的にするための調整は行われておらず<sup>5</sup>、財貨・サービスを通じた純輸出には両方で乖離が生じている（「国内事業者提供分」が「付1」の財貨の輸入に含まれているが、BOP・「主1」の輸入には含まれていない）（要因の大宗は貨物運賃部分）。

## 3. 対応方針

上記2. で挙げた純輸出の乖離の主な要因について、2008SNA への対応方針を踏まえつつ、次回基準改定において、必要な情報の入手が可能な事項について、「付1」の輸出入を調整す

<sup>3</sup> 国際収支マニュアル第5版（BPM5）に準拠した現行 BOP の項目名。

<sup>4</sup> BOP において、「港湾調達財貨」には、非居住者（居住者）所有の輸送手段（船舶、航空機）が本邦（海外）で調達した燃料、食糧等の財貨の取引を計上されている。

<sup>5</sup> 以上の「付1」における取扱いは、産業連関表と整合的。

ること等により、「主1」と「付1」の純輸出の整合性向上を図る<sup>6</sup>。

具体的には、現時点においては、次回基準改定の中で、主に以下の事項を中心に対応を図ることを検討。

○ **仲介貿易の売買差額（マージン）の「付1」の輸出への計上**

2008SNA 対応の一環として仲介貿易の勧告に対応することを機に<sup>7</sup>、国際収支マニュアル第6版（BPM6）準拠のBOPで把握されることになる「仲介貿易商品」（財貨の内訳）の正の輸出及び負の輸出の合計額（売買差額を含む。）を「付1」の卸売の輸出に計上する。

○ **中古品輸出の「付1」の輸出への計上**

貿易統計から把握される中古品輸出額を品目別に「付1」の輸出額に計上するとともに、総需要と総供給のバランスを確保するため、同額を最終需要から控除する。

○ **研究開発サービス（企業内研究開発分）の「付1」の輸出入への計上**

2008SNA 対応の一環として研究開発（R&D）の資本化の勧告に対応する中で、企業内研究開発を別個の財貨・サービスとしてその産出額を新たに計測する方針であることから<sup>8</sup>、「主1」と同様、BPM6 準拠のBOPの「研究開発サービス」の全額（企業内研究開発相当分を含む。）を「付1」のサービス輸出入にも計上する。

○ **港湾調達財貨の「付1」の輸出入への計上**

貿易統計を基礎とした「付1」の輸出入には現在反映されていない港湾調達財貨について、新たに「付1」の輸出入に反映する一方、現在は別途の基礎資料から推計している燃料分の記録を取りやめる。なお、BOPの港湾調達財貨には品目別の情報がないため、どの財貨として計上するかは引き続き検討する。

○ **「付1」における貨物運賃分の調整**

BOPと貿易統計における輸入の建値の相違に起因する純輸出の乖離について、BOP所管省等からの必要な情報の入手を前提に、財貨・サービスを通じた純輸出が「主1」と「付1」で整合的となるよう、貨物運賃分について「付1」の輸出入で調整する<sup>9</sup>。

以上の調整を、一定の仮定の下、暫定的に行った結果、2005年～2012年の純輸出の乖離は、現行の平均約1.2兆円から、平均約0.2兆円に縮小すると試算<sup>10</sup>。

<sup>6</sup> ただし、ここでの分析は、国際収支マニュアル第5版（BPM5）準拠のBOPをもとに分析をしているが、次回基準改定時には、2014年分から国際収支マニュアル第6版（BPM6）に準拠するBOPを取り込むこととなるため、BPM6ベースのBOPの計数を踏まえた調整方法を別途検討することが必要。

<sup>7</sup> 仲介貿易に係る2008SNAの勧告概要及び次回基準改定における本勧告への対応方針案については「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」第4回会合（平成25年7月19日）の資料2を参照。

<sup>8</sup> 「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」第7回会合（平成26年1月28日）の資料1-1参照。

<sup>9</sup> 具体的には、2008SNAマニュアルの記述も踏まえ、「海外事業者提供サービス分」は引き続き輸送のサービス輸入として記録しない一方、「国内事業者提供サービス分」を輸送のサービス輸出に記録することにより、財貨・サービスを通じた純輸出が「主1」と「付1」で整合的になるよう調整することを検討。

<sup>10</sup> なお、このように付1の純輸出を調整した場合、コモディティ・フロー法上、中間消費、最終消費

(参考1) 統計上の不突合と主1・付1の純輸出の関係のイメージ

コモディティ・フロー法(付1)の推計

$$O + (M_1 - X_1) = I_1 + FC + GCF \quad (1)式$$

$$\left( \begin{array}{l} O : \text{産出額、} X_1 : \text{輸出、} M_1 : \text{輸入、} I_1 : \text{中間消費、} FC : \text{最終消費支出、} \\ GCF : \text{総資本形成} \\ X_1, M_1 \text{ は品目別に貿易統計と国際収支統計 (BOP) 等より推計} \end{array} \right)$$

支出側のGDP(主1)の推計

$$Y_1 = FC + GCF + (X_2 - M_2) \quad (2)式$$

$$\left( \begin{array}{l} Y_1 : \text{支出側 GDP、} X_2 : \text{輸出、} M_2 : \text{輸入。} \\ X_2, M_2 \text{ は BOP より推計 (ここで、} X_1 \neq X_2, M_1 \neq M_2) \end{array} \right)$$

生産側のGDP

$$Y_2 = O - I_2 \quad (3)式$$

$$\left( \begin{array}{l} Y_2 : \text{生産側 GDP} \\ O : \text{産出額 (コモ法(1)式の値と一致)} \\ I_2 : \text{中間投入 (付加価値法により推計。ここで } I_1 \neq I_2) \end{array} \right)$$

ここで(1)式を以下のように展開

$$FC + GCF = O - (X_1 - M_1) - I_1 \quad (1)'式$$

次に(1)'式を(2)式に代入

$$Y_1 = \{O - (X_1 - M_1) - I_1\} + (X_2 - M_2) \quad (2)'式$$

ここで(2)'式から(3)式を引くと支出側GDP-生産側GDPとなり、「統計上の不突合」が求まる。

$$Y_1 - Y_2 = (I_2 - I_1) + \{(X_2 - M_2) - (X_1 - M_1)\} \quad (4)式$$

以上から、「統計上の不突合」は、(4)式右辺の第1項で示した「中間投入と中間消費の乖離」と、第2項で示した「主1と付1の純輸出の乖離」に分解される。

---

支出、総固定資本形成も変化することになるため、ここから推計される中間消費と付加価値法で推計される中間投入の関係、及び統計上の不突合は、現行から変化しうる(脚注1、(参考1)参照)。次回基準改定におけるSUTの枠組みを用いた推計精度の向上に当たっては、調整後の純輸出を踏まえることが必要。

(参考2) 主1と付1の純輸出に係る基礎統計、推計の方法・考え方、概念の相違等

	主要系列表1 国内総生産(支出側)	付表1 財貨・サービスの供給と需要
総論		
基礎統計と推計方法	財貨とサービスの輸出と輸入(品目ごとではなく集計量)について、「国際収支統計(以下、BOP)」をもとに組み替え。 <u>BOPは、財貨について品目別の情報はない。</u>	財貨・サービスの各品目の輸出、輸入ごとに「貿易統計」、「国際収支統計(以下、BOP)」、その他各種基礎統計をもとに組み替え。 <u>「貿易統計」は、財貨について品目別の情報あり。</u>
推計の考え方	BOPの計数との整合性を重視する。 ※BOPの経常収支とJSNAの経常対外収支は計数が一致	コモディティ・フロー法により、 <u>財貨・サービスの品目別の生産から最終需要までの流れを計測する。</u>
財貨の輸出入の建値	輸出、輸入ともにFOB価格。 ※CIFとFOBの差は、海外の運輸・保険会社が提供した貨物輸送、貨物保険サービス分と国内の運輸・保険会社が提供した貨物輸送、貨物保険サービス分から成る。	輸出はFOB価格、 <u>輸入はCIF価格。</u>
財貨の輸出入の輸出入記録の考え方	BOPと同様、 <u>所有権が移転したものに</u> ついて、 <u>所有権移転の時点で</u> 記録。	貿易統計と同様、 <u>通関したものに</u> ついて、 <u>通関の時点で</u> 記録。
計上範囲	居住者・非居住者間で所有権が移転した財貨(例 港湾調達財貨)。	所有権の有無に関係なく、我が国関税境界を通過した財貨。
計上時点	所有権が移転した日(例 航空機)	輸出は積載船舶または航空機が出港する日、輸入は承認された日。
各論		
仲介貿易	BOPと同様、売買差額を含め全額をサービスの輸出として記録。	産業連関表と同様、代理店手数料部分のみを卸売業の輸出として記録し、売買差額は輸出に記録せず。
中古品輸出の扱い	BOPと同様、財貨の輸出に含めている。	産業連関表と同様、当該期間に新たに産出された財貨ではないことから、財貨の輸出に記録せず。
研究開発	BOPと同様、全額をサービスの輸出、輸入に計上。	現行、企業内研究開発を別個の財貨・サービスと位置付けていないため、当該部分については輸出入を記録せず。
港湾調達財貨の扱い	所有権移転ベースのBOPと同様、港湾調達財貨(燃料、食糧等。ただし内訳情報は無い)の輸出入を記録。	産業連関表と同様、各種基礎資料から、燃料分(機用油・船用油)を財貨の輸出入に記録。
貨物運賃、貨物保険サービスの扱い	BOPと同様、海外の運輸・保険会社が提供した貨物輸送、貨物保険サービス分についてサービスの輸入として記録。	財貨の輸入がCIF価格で記録されているため、貨物輸送、貨物保険というサービスの輸入としては記録せず。